ＩＣＴ化の進展に対応した主な施策

（施行・適用開始）	電子申告等	電子帳簿等保存
平成10年		・電子帳簿等保存制度の開始
平成16年	・電子申告、電子納税（e-Tax）の運用開始	
平成17年	・法定調書の電子提出の運用開始（オンライン又は光ディスク等による提出）	・国税関係書類のスキャナ保存制度の開始 （取引の相手方から受け取った書類の電子保存を可能化）
平成28年	・第三者作成書類の提出可能化　（イメージデータ（PDF）による提出）	・スキャナ保存制度の要件緩和（スマホ等による社外における読取りを可能化）
平成30年	【法人税】第三者作成書類の一部添付省略（土地収用証明書等） 【法人税等】認証手続の簡便化　（委任を受けた社員等の電子署名の許容等）	
令和元年 （平成31年）	【所得税等】認証手続の簡便化（ID・パスワード方式） 【法人税】添付書類のデータ形式柔軟化（勘定科目内訳書等は平成31年～、財務諸表は令和2年～） 【法人税】マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略 ・一定の手続における住民票の写し等の添付不要化 【所得税】スマホ申告の実現（H31.1～段階的に対象範囲拡大）	・電子帳簿等・スキャナ保存制度の申請手続の簡素化・柔軟化 （認証を受けたソフトウェアの利用者の承認申請書の記載省略、新規に業務を開始した個人開業者の申請期限の特例を創設） ・スキャナ対象書類の範囲拡充（一定の要件の下、書類ごとに１回に限り、過去の重要書類のスキャナ保存を可能化）
令和２年	【法人税・法人事業税】国・地方を通じた財務諸表提出のワンスオンリー化 【法人税･消費税等】電子申告義務化（資本金の額等が１億円超の法人） 【所得税】準確定申告の電子的手続の簡素化（「確認書」を添付した場合の他の相続人の電子署名等の不要化）	・スキャナ対象書類の範囲拡充（一定の要件の下、書類ごとに１回に限り、過去の重要書類のスキャナ保存を可能化） ・電子取引の要件緩和 （一定の要件の下、電子取引に係るタイムスタンプの不要化等）
令和３年	・法定調書の電子提出義務の基準引下げ（1,000枚以上⇒100枚以上） ・法定調書の電子的提出方法の柔軟化（ＣＳＶ形式での提出を可能化） ・振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化（e-Taxを利用して電子的に行うことを可能化） ・納税証明書の電子的請求・交付方法の柔軟化（ＱＲコード付の納税証明書の交付等） ・e-Taxによる申請等の方法の拡充（イメージデータを送信する方法を追加）	
令和４年	・処分通知等の電子交付の拡充（処分通知等の範囲の拡大） ・クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備 ・スマホアプリ（〇〇pay等）による納付手段の創設	・電子帳簿等保存制度及びスキャナ保存制度の承認制度の廃止 ・電子帳簿等保存制度の見直し（最低限の要件による電子保存の可能化、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の創設） ・スキャナ保存制度等の見直し（紙の原本チェックを要する要件の不要化、タイムスタンプ付与までの期間の統一、検索要件の緩和、電磁的記録に係る重加算税の加重措置の創設） ・電子取引の電子保存義務化（令和５年12月31日まで宥恕措置あり）
令和５年	・公売における入札手続の電子化 【所得税等】支払調書等の光ディスク等による提出特例の事前承認廃止	
令和６年	・ダイレクト納付の利便性の向上	・電子取引の電子保存についての猶予措置の整備及び検索要件が不要となる対象者の拡充（売上高基準を5,000万円以下に引上げ等） ・スキャナ保存制度の見直し（入力者等に関する情報の確認要件及び解像度等に関する情報の保存要件を廃止、帳簿との相互関連性を確保する書類を重要書類に限定） ・優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象帳簿の範囲を合理化・明確化
令和７年	・スマホ用電子証明書を利用したe-Taxの利便性の向上	
令和８年	・処分通知等の電子交付の抜本的拡充	
令和９年 （施行日未定）	【所得税】源泉徴収票の提出方法の見直し（地方公共団体に給与支払報告書の提出があった場合には、国への給与所得の源泉徴収票の提出不要等） ・法定調書の電子提出義務の基準引下げ（100枚以上⇒30枚以上） ・ＧビズＩＤとの連携によるe-Taxの利便性の向上	

※ 下線は令和6年度改正において措置したもの